

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年9月1日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 田村 滋康
	主任賃金指導官 中西 貴子
	賃金指導官 高柳 理恵
電 話	03-3512-1614

## 東京都最低賃金を1,113円に上げます

＝発効日は令和5年10月1日です＝

東京労働局長は、東京都最低賃金を41円引上げ時間額1,113円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月3日、東京労働局長（局長 辻田 博）から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月7日、現行の時間額1,072円を41円引上げて1,113円に改正する（引上げ率3.82%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額1,113円とする決定を行い、本日（9月1日）、官報公示を行いました。

効力発生日は令和5年10月1日です。

- 2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。
- 3 その他、中小企業・小規模事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

## 1 最低賃金について

### (1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

### (2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

## 2 過去10年間の改正状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
引上げ額	19円	19円	19円	25円	26円
引上げ率	2.24%	2.19%	2.14%	2.76%	2.79%
時間額	869円	888円	907円	932円	958円

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
引上げ額	27円	28円	0円	28円	31円
引上げ率	2.82%	2.84%	0.00%	2.76%	2.98%
時間額	985円	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円

## 3 関係法令

### ○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

### ○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

## 4 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

① **業務改善助成金**（別添1リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

※ 業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）、東京労働局雇用環境・均等部企画課（助成金担当；電話 03-6893-1100）又は、東京働き方改革推進支援センター（電話 0120 - 232 - 865）にお尋ねください。

② 「**東京働き方改革推進支援センター**」（別添2リーフレット参照）

東京労働局委託事業として、令和5年4月より「東京働き方改革推進支援センター」（電話 0120 - 232 - 865）を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。